

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第5回理事会

平成8年3月

慰安婦は「強制労働」

ILO委「条約違反」と報告

【ジュネーブ4日ロイター】中
英也）国際労働機関（ILO）
O）の条約勧告適用専門家
委員会は四日、一九九五年
一年間に検討した問題に関
するILO理事会あての年
次意見報告書を発表した。
旧日本軍の従軍慰安婦はI
LO二九号条約が禁止する
「強制労働」に当たるかと

るかについて、「こうした
行為は、条約に違反する性
奴隷として特徴付けられ
る」との意見を表明した。
二月初め、国連人権委員会
の特別報告者が出した元慰
安婦個人への日本政府から
の補償などを求める勧告に
加え、強制労働といふ別の
角度からも国際社会の視線
をこの一件に加えられた。同
委員会の主な検討対象は、
労働条件などに関する加盟
国からの定期報告だが、今
度のように各国の労働組合
からの直接の投書を検討
して意見を示すこともあ
る。

委員会の主な検討対象は、
労働条件などに関する加盟
国からの定期報告だが、今
度のように各国の労働組合
からの直接の投書を検討
して意見を示すこともあ
る。

委員会の主な検討対象は、
労働条件などに関する加盟
国からの定期報告だが、今
度のように各国の労働組合
からの直接の投書を検討
して意見を示すこともあ
る。

委員会の主な検討対象は、
労働条件などに関する加盟
国からの定期報告だが、今
度のように各国の労働組合
からの直接の投書を検討
して意見を示すこともあ
る。

委員会の主な検討対象は、
労働条件などに関する加盟
国からの定期報告だが、今
度のように各国の労働組合
からの直接の投書を検討
して意見を示すこともあ
る。

ILO二九号条約が禁止する
「強制労働」に当たるかと
加え、強制労働といふ別の
角度からも国際社会の視線
をこの一件に加えられた。同
委員会の主な検討対象は、
労働条件などに関する加盟
国からの定期報告だが、今
度のように各国の労働組合
からの直接の投書を検討
して意見を示すこともあ
る。

委員会の主な検討対象は、
労働条件などに関する加盟
国からの定期報告だが、今
度のように各国の労働組合
からの直接の投書を検討
して意見を示すこともあ
る。

委員会の主な検討対象は、
労働条件などに関する加盟
国からの定期報告だが、今
度のように各国の労働組合
からの直接の投書を検討
して意見を示すこともあ
る。

委員会の主な検討対象は、
労働条件などに関する加盟
国からの定期報告だが、今
度のように各国の労働組合
からの直接の投書を検討
して意見を示すこともあ
る。

委員会の主な検討対象は、
労働条件などに関する加盟
国からの定期報告だが、今
度のように各国の労働組合
からの直接の投書を検討
して意見を示すこともあ
る。

委員会の主な検討対象は、
労働条件などに関する加盟
国からの定期報告だが、今
度のように各国の労働組合
からの直接の投書を検討
して意見を示すこともあ
る。

の投書について「申し立て
は、軍の「慰安所」に監禁
された女性たちへの大きな
人権侵害や性的虐待にふれ
ており、こうした状況は本
条約の禁止事項に含まれ
る。当委員会は、こうした
行為が条約に違反する性奴
隷として特徴付けられるべ
きであると認める」と述
べ、申し立てが事実なら強
制労働禁止の条約に違反す
るとの意見を明記した。

このような認定に続いて
同委員会は「OFSSETか
らの申し立てを元にすれ
ば」と断った上で、「女性
たちはこの条約の下で賃金
などを受け取る権利を持っ
ていたであろう」と述べ、
最後に「救済は政府のみが
与え得る。当委員会は当該
政府がすみやかに適切な配
慮をすることを希望する」
と、日本政府への要請で意
見を結んだ。

ILO条約勧告適用専門
家委員会は、日本を含む二
十九国二十人の労働法な
どの専門家で構成されてい
る。今回の意見はILO理
事会を経て、問題を總會や
委員会でも正式に取り上げ
る。

ILOに投書を出したO
FSETは、大阪府近郊に
在住する外国人の中から府
が英語教師として雇用した
人たちの労働組合。大阪高
教組の傘下で、現在、組合
員は約五十人。

2/1 '96 成行

従軍慰安婦に黄金給付を

『条約違反』日本に対応求める と意見書

ILO 専門家委

【シニエーフの目録】
国際労働機関（ILO）の
監視委員は、この条約違反
用専門家委員会は二十九
日、第二次大戦中の従軍慰
安婦は日本軍の性的奴
隷であり、強制労働を課
じたILO第二五号条約に
違反していると指摘、条約
の下では慰安婦の他の地位
を認める権利がもたらして

て、日本政府に適切な対
応を求める意見書を提出し
た。同意見書は、ILO理事
会を経て、六月の総会委員
会に送付される。
意見書は、欧米人の高校
教師や構成する大阪府特別
高等教員組合が一九九五
年にILOに提出した申し
立てを唯一の資料として認
め、日本政府に同委員会の

機会を与えられなかった。
このため、日本政府は
「女性のためのマシマ平和
国際委員会」のマシマ女性
会への取り組むなをILO
に訴える方針。
同委員会には既に黄金
支払いを命ずる権限はない
が、判断や意見は裁判所法廷
役割を担う。判断として同
委員会の一環を担う

るべきなされている。同
監視委員会の勧告を求め
た先の国連人権委員会の報
告でも、日本政府を責
め、ILOに適切な対応を
求める。
「ILO専門家委の
意見書要旨」

一、甲乙では「慰安
所」に勤務した女性たちの
人権侵害が明白で、ILO
に訴えている。
一、本委員会は、かかる
行為がILO第二五号条約
に違反する性的奴隷として
併用しているものがある
と認める。
一、甲乙は、本委員会を
ねは、女性たちは本委員
下の黄金その他の給付を要
する権利を有している。
一、本委員会は、黄金に
よる救済は日本政府による
の不可。
一、日本政府は適切な
適切な判断をすることを希
望する。
（シニエーフ、時事）
総論「この人」時
のことにはあつきました。

慰安婦問題 3/5 1976
 「賠償履行した」
 官房長官語る
 堀山静六官房長官は五日午前の記者会見で、国際労働機関（ILO）の条約勧告適用専門委員が昨日本報の従軍慰安婦を「強制労働」に認定したこと、日本政府が「適切な賠償」を求めたと述べ、ILOの勧告適用は「先づきの戦争にたがえず、」(先)の戦争に「ついで」(後)の戦争も賠償請求権を認め、賠償を履行したと述べ、慰安

婦問題は法的には解決済みとの考えを改めて示した。

3/6 東京
 決着済みの立場
 ILOに説明へ
 慰安婦問題で政府
 外務省の橋本宏外務報道官は五日の記者会見で、国際労働機関（ILO）の条約・勧告適用に関する専門委員が「旧日本の従軍慰安婦は条約違反の強制労働に当たる」との報告書を出したことについて「日本政府がこれまで取った措置をILOに説明して行く」と述べ、従軍慰安婦問題は法的には

決着済みなどとする政府の立場をILOに説明、理解を求める考えを示した。

は、後、二、三、士、A、国、団、員、を、の、す、に、在、る、に、関、し、て、

日本に国家賠償要求

2/6 2/6
2/6 2/6

【シユネーン5日時事】

国連人権委員会が従軍慰安婦問題の解決のため、日本政府に被害者個人への謝罪、国家賠償と加害者の処罰を求めた報告書をまとめたことが五日明らかになった。

日本政府のこれまでの主張を覆すもので、「アジア女性基金」による民間の個人賠償で決着を目指す日本政府にとって極めて厳しい内容となっている。

時事通信が同日入手した報告書は、第二次世界大戦中に日本が行った行為は「人道に対する罪」であり、

り、奴隷制を禁じた国際慣習法に違反すると断定、①日本は被害者に国家として賠償するの責に於ける性的奴隷に關与した加害者全員に対し、法的措置を取る②歴史教科書の従軍慰安婦に関する記述を改める③ことを求めている。

さらに報告書は、賠償問題の解決に向けてオランダ・ハーグにある常設仲裁裁判所の利用を勧告した。

報告書は昨年六月に韓国と、日本を調査した国連の「スワミ特別報告官」(スリランカ)がまとめた。

「日本は国家賠償を」

2/6 196
2/6 2/6

国連人権

慰安婦問題で報告書

【シユネーン5日時事】

国連人権委員会が従軍慰安婦問題の解決のため、日本政府に被害者個人への謝罪、国家賠償と加害者の処罰を求めた報告書をまとめたことが五日明らかになった。

日本政府のこれまでの主張を覆すもので、「アジア女性基金」による民間の個人賠償で決着を目指す日本政府にとって極めて厳しい内容となっている。

報告書は、第二次世界大戦中に日本が行った行為は「人道に対する罪」であり、奴隷制を禁じた国際慣習法に違反すると断定、①日本は被害者に国家として賠償するの責に於ける性的奴隷に關与した加害者全員に対し、法的措置を取る②歴史教科書の従軍慰安婦に関する記述を改める③ことを求めている。

さらに報告書は、賠償問題の解決に向けてオランダ・ハーグにある常設仲裁裁判所の利用を勧告した。

